

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その五)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

先回取り上げた「LGBT理解増進法」について、国会で新たな動きがあった。二〇二三年六月二三日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行された。同法は、その目的を、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティ

の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」（第一条）と規定する。

しかし、同法の成立に際しては、各党で意見が対立した。立憲・共産・社民案（超党派議連案）は、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」と規定し、この法律案において「性自認」とは自己の属する性別についての認識に関する意識をいうとした。これに対して、自民・公明案は、「差別は許されない」を「不当な差別はあつてはならない」に修正し、また「性自認」を「性同一性」に修正するものであった。自民党の一部に、「自認の性で権利を認めれば、トイレや風呂で不安を感じる人が出るおそれがある」といった性自認の使用に反対する意見が出て、「性自認」か「性同一性」かで与野党の意見が対立した。

この対立に対して、妥協案を出したのが、維新・国民民主案で、「不当な差別はあつてはならない」は自民・公明案と同じだが、「性自認」と「性同一性」のいずれにも訳せる「ジェンダーアイデンティティ」に置き換える修正案を出し、採用された。「この法律において、『ジェンダーアイデンティティ』とは、自己の属する性別につ

いての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」(第二条第二項)と定義された。

また、注目されるのは、維新・国民民主党案では、先の自民党の一部の懸念を踏まえて、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとするよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」(第一条)との留意事項が新設されたことである。性的マイノリティの理解増進を求める法律に、性的多数派であるシスジェンダーへの配慮を求める本条項には、かえって理解を阻害することにならないかとの懸念が当事者団体から示されている。

なお、毎日新聞の二〇二三年二月の世論調査では、性的マイノリティの人権が守られているとは思わない人は、六五%を占めていた。生きづらさを抱えている性的マイノリティの人々に保障すべきは「人権」である。LGBT理解増進法が、性的マイノリティの人々の個人としての尊厳・権利を認める役割に資するように、同法に基づく基本計画を策定し(第八条)、三年ごとの見直しの機会を活かし、LGBT理解増進法の内容を基本理念に沿って豊かにして行く必要がある。

LGBTの理解に関しては、世代間格差が大きいことが特徴である。広島修道大学の河口和也教授らの全国調査の結果(二〇一九年)(回答者数・二六三二人)によれば、近所の人が同性愛者であった場合、「嫌ではない」「どちらと言えば嫌ではない」の合計六九・六%(二〇一五年調査の一三・九ポイント増)で、「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」の合計二七・六%(二〇一五年調査の一・八%減)となっている。調査によれば、四代以下は約一割なのに対し、五〇代が約二割、六〇代が約四割、七〇代が約五割と、年齢が高くなるにつれ、LGBTに対する忌避感が強いことがわかる。

日本国憲法第一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定する。憲法上、すべての人は、かけがえない個人として尊重され等しく扱われる。マジョリティやマイノリティとしてではなく、平等に個人として人権が認められている。人権は、マジョリティの理解を待つまでもなく成立している概念である。言い換えると、性的少数者というマイノリティの権利は、マジョリティの多数の理解によって成立したり、成立しなかったりするものではない。このことを肝に銘ずる必要がある。